

【表紙】

【提出書類】 半期報告書
【提出先】 関東財務局長殿
【提出日】 2023年12月28日提出
【計算期間】 第1期中(自 2023年3月31日 至 2023年9月30日)
【ファンド名】 マクロアロケータ戦略指数参照型ゴールドマン・サックス
社債ファンド2023-03
【発行者名】 アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】 取締役社長 杉原 規之
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】 酒井 隆
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【電話番号】 03-6774-5100
【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
- なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間(2023年3月31日から2023年9月30日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

【マクロアロケータ戦略指数参照型ゴールドマン・サックス社債ファンド2023-03】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:円)

| | | 第1期中間計算期間末 2023年9月30日現在 |
|-----------------|--|----------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | | 6,801,823 |
| 社債券 | | 1,094,700,400 |
| 流動資産合計 | | 1,101,502,223 |
| 資産合計 | | 1,101,502,223 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払受託者報酬 | | 186,501 |
| 未払委託者報酬 | | 2,238,506 |
| 未払利息 | | 13 |
| その他未払費用 | | 22,120 |
| 流動負債合計 | | 2,447,140 |
| 負債合計 | | 2,447,140 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | | 1,124,037,774 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | | 24,982,691 |
| (分配準備積立金) | | - |
| 元本等合計 | | 1,099,055,083 |
| 純資産合計 | | 1,099,055,083 |
| 負債純資産合計 | | 1,101,502,223 |

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

| | 第1期中間計算期間 自 2023年3月31日 至 2023年9月30日 |
|---|---|
| 営業収益 | |
| 受取利息 | 5,732,878 |
| 有価証券売買等損益 | 28,395,600 |
| 営業収益合計 | 22,662,722 |
| 営業費用 | |
| 支払利息 | 4,732 |
| 受託者報酬 | 187,898 |
| 委託者報酬 | 2,255,278 |
| その他費用 | 22,120 |
| 営業費用合計 | 2,470,028 |
| 営業利益又は営業損失() | 25,132,750 |
| 経常利益又は経常損失() | 25,132,750 |
| 中間純利益又は中間純損失() | 25,132,750 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額() | - |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | - |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 150,059 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 150,059 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | - |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - |
| 分配金 | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 24,982,691 |

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 項目 | 第1期中間計算期間 自 2023年3月31日 至 2023年9月30日 |
|--------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価しております。 |

(中間貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第1期中間計算期間末 2023年9月30日現在 |
|-------------------------------------|--|
| 1. 設定年月日 設定元本額 期首元本額 元本残存率 | 2023年3月31日 1,144,047,666円 1,144,047,666円 98.25% |
| 2. 受益権の総数 | 1,124,037,774口 |
| 3. 元本の欠損 | 純資産額が元本総額を下回っており、その差額は24,982,691円であります。 |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第1期中間計算期間末 2023年9月30日現在 |
|----------------------------|---|
| 1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

| | 第1期中間計算期間末 2023年9月30日現在 | |
|---------------------------|----------------------------|---------------------|
| 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | | 0.9778円 (9,778円) |

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

(2023年10月31日現在)

| | |
|------------|--|
| 資本金の額 | 20億円 |
| 発行する株式総数 | 100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株) |
| 発行済株式総数 | 40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株) |
| 種類株式の発行が可能 | |

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2023年10月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

| 基本的性格 | 本数 | 純資産総額(単位:円) |
|------------|-------|--------------------|
| 追加型公社債投資信託 | 26 | 1,479,197,039,659 |
| 追加型株式投資信託 | 780 | 14,682,815,646,282 |
| 単位型公社債投資信託 | 21 | 35,110,885,684 |
| 単位型株式投資信託 | 208 | 1,060,283,148,398 |
| 合計 | 1,035 | 17,257,406,720,023 |

(3)【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社の関連会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社に対する出資比率が、2023年10月6日付で49.9%から23.4%に引き下がりました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第38期事業年度(自2022年4月1日至2023年3月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 第37期 (2022年3月31日現在) | 第38期 (2023年3月31日現在) |
|-----------|------------------------|------------------------|
| (資産の部) | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 31,421 | 33,770 |
| 金銭の信託 | 30,332 | 29,184 |
| 未収委託者報酬 | 17,567 | 16,279 |
| 未収運用受託報酬 | 4,348 | 3,307 |
| 未収投資助言報酬 | 309 | 283 |
| 未収収益 | 5 | 15 |
| 前払費用 | 1,167 | 1,129 |
| その他 | 2,673 | 2,377 |
| 流動資産計 | 87,826 | 86,346 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 1,109 | 1,001 |
| 器具備品 | 158 | 118 |
| リース資産 | - | 7 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 3,107 | 3,367 |
| ソフトウェア仮勘定 | 1,449 | 1,651 |
| 電話加入権 | 3 | 2 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 241 | 182 |
| 関係会社株式 | 5,349 | 5,810 |
| 長期差入保証金 | 1,102 | 775 |
| 繰延税金資産 | 3,092 | 2,895 |
| その他 | 367 | 104 |
| 固定資産計 | 15,983 | 15,918 |
| 資産合計 | 103,810 | 102,265 |

(単位：百万円)

| | 第37期 (2022年3月31日現在) | 第38期 (2023年3月31日現在) |
|--------------|------------------------|------------------------|
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 1,445 | 1,481 |
| リース債務 | - | 1 |
| 未払金 | 7,616 | 7,246 |
| 未払収益分配金 | 0 | 0 |
| 未払償還金 | 9 | - |
| 未払手数料 | 7,430 | 7,005 |
| その他未払金 | 175 | 240 |
| 未払費用 | 8,501 | 7,716 |
| 未払法人税等 | 2,683 | 1,958 |
| 未払消費税等 | 1,330 | 277 |
| 賞与引当金 | 1,933 | 1,730 |
| 役員賞与引当金 | 69 | 48 |
| 流動負債計 | 23,581 | 20,460 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | - | 6 |
| 退職給付引当金 | 2,507 | 2,654 |
| 時効後支払損引当金 | 147 | 108 |
| 固定負債計 | 2,655 | 2,769 |
| 負債合計 | 26,236 | 23,230 |
| (純資産の部) | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000 | 2,000 |
| 資本剰余金 | 19,552 | 19,552 |
| 資本準備金 | 2,428 | 2,428 |
| その他資本剰余金 | 17,124 | 17,124 |
| 利益剰余金 | 56,020 | 57,481 |
| 利益準備金 | 123 | 123 |
| その他利益剰余金 | 55,896 | 57,358 |
| 別途積立金 | 31,680 | 31,680 |
| 繰越利益剰余金 | 24,216 | 25,678 |
| 株主資本計 | 77,573 | 79,034 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 0 | 0 |
| 評価・換算差額等計 | 0 | 0 |
| 純資産合計 | 77,573 | 79,034 |
| 負債・純資産合計 | 103,810 | 102,265 |

(単位:百万円)

| | 第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | | 第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) | |
|--------------|---------------------------------------|--------|---------------------------------------|--------|
| | | | | |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | | 13 | | 10 |
| 受取配当金 | 1 | 559 | 1 | 2,400 |
| 時効成立分配金・償還金 | | 0 | | 0 |
| 為替差益 | | 7 | | - |
| 雑収入 | | 19 | | 10 |
| 時効後支払損引当金戻入額 | | 10 | | 24 |
| 営業外収益計 | | 610 | | 2,446 |
| 営業外費用 | | | | |
| 為替差損 | | - | | 3 |
| 金銭の信託運用損 | | 743 | | 1,003 |
| 早期割増退職金 | | 20 | | 24 |
| 雑損失 | | - | | 47 |
| 営業外費用計 | | 764 | | 1,079 |
| 經常利益 | | 22,694 | | 19,502 |
| 特別利益 | | | | |
| 固定資産売却益 | | 0 | | - |
| 投資有価証券売却益 | | - | | 4 |
| 特別利益計 | | 0 | | 4 |
| 特別損失 | | | | |
| 固定資産除却損 | | 5 | | 12 |
| 投資有価証券売却損 | | 6 | | 9 |
| ゴルフ会員権売却損 | | 3 | | - |
| オフィス再編費用 | 2 | 509 | | - |
| 関係会社株式評価損 | | - | | 584 |
| 特別損失計 | | 525 | | 606 |
| 税引前当期純利益 | | 22,169 | | 18,900 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 6,085 | | 4,881 |
| 法人税等調整額 | | 584 | | 197 |
| 法人税等合計 | | 6,669 | | 5,078 |
| 当期純利益 | | 15,499 | | 13,821 |

（ 3 ） 【 株主資本等変動計算書 】

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本 合計 |
|-----------------------------|-------|-------|--------------|-------------|-----------|-----------|-------------|-------------|------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余 金合計 | | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| | | | | | | | | | |
| 当期首残高 | 2,000 | 2,428 | 17,124 | 19,552 | 123 | 31,680 | 19,996 | 51,800 | 73,353 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 11,280 | 11,280 | 11,280 |
| 当期純利益 | | | | | | | 15,499 | 15,499 | 15,499 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | | | | | | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 4,219 | 4,219 | 4,219 |
| 当期末残高 | 2,000 | 2,428 | 17,124 | 19,552 | 123 | 31,680 | 24,216 | 56,020 | 77,573 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 0 | 0 | 73,353 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 11,280 |
| 当期純利益 | | | 15,499 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | 0 | 0 | 0 |
| 当期変動額合計 | 0 | 0 | 4,219 |
| 当期末残高 | 0 | 0 | 77,573 |

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|-----------------------------|-------|-------|--------------|-------------|-----------|-------------|--------|------------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | 株主資本 合計 | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余 金合計 | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | | | 利益剰余金 合計 |
| | | | | | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 2,000 | 2,428 | 17,124 | 19,552 | 123 | 31,680 | 24,216 | 56,020 | 77,573 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | 12,360 | 12,360 | 12,360 |
| 当期純利益 | | | | | | | 13,821 | 13,821 | 13,821 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | | | | | | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | - | - | - | 1,461 | 1,461 | 1,461 |
| 当期末残高 | 2,000 | 2,428 | 17,124 | 19,552 | 123 | 31,680 | 25,678 | 57,481 | 79,034 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産 合計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|-----------|
| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | |
| 当期首残高 | 0 | 0 | 77,573 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | 12,360 |
| 当期純利益 | | | 13,821 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額) | 0 | 0 | 0 |
| 当期変動額合計 | 0 | 0 | 1,461 |
| 当期末残高 | 0 | 0 | 79,034 |

重要な会計方針

| | |
|--------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p> |
| 2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3. 固定資産の減価償却の方法 | <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 ... 8～18年 器具備品 ... 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p> |
| 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 5. 引当金の計上基準 | <p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p> |

| | |
|----------------|---|
| 6. 収益及び費用の計上基準 | <p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p> |
| 7. 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。 |

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当該適用指針の適用に伴う、当事業年度の財務諸表への影響はありません。

また、（金融商品会計）注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27 - 3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産の減価償却累計額

（百万円）

| | 第37期 (2022年3月31日現在) | 第38期 (2023年3月31日現在) |
|-------|------------------------|------------------------|
| 建物 | 415 | 523 |
| 器具備品 | 966 | 934 |
| リース資産 | - | 1 |

（損益計算書関係）

1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

（百万円）

| | 第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日) | 第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日) |
|-------|--|--|
| 受取配当金 | 543 | 2,393 |

2. オフィス再編費用

オフィス再編費用は、主に本社オフィスレイアウトの見直しによるものです。

（株主資本等変動計算書関係）

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首 株式数（株） | 当事業年度 増加株式数（株） | 当事業年度 減少株式数（株） | 当事業年度末 株式数（株） |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 24,490 | - | - | 24,490 |
| A種種類株式 | 15,510 | - | - | 15,510 |
| 合計 | 40,000 | - | - | 40,000 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の 種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|------------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2021年6月16日 定時株主総会 | 普通株式 | 11,280 | 282,000 | 2021年3月31日 | 2021年6月17日 |
| | A種種類 株式 | | | | |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当 額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|------------|-----------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2022年6月16日 定時株主総会 | 普通 株式 | 利益 剰余金 | 12,360 | 309,000 | 2022年3月31日 | 2022年6月17日 |
| | A種種 類株式 | | | | | |

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首 株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 24,490 | - | - | 24,490 |
| A種種類株式 | 15,510 | - | - | 15,510 |
| 合計 | 40,000 | - | - | 40,000 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|------------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2022年6月16日 定時株主総会 | 普通株式 | 12,360 | 309,000 | 2022年3月31日 | 2022年6月17日 |
| | A種種類 株式 | | | | |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当 額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|------------|-----------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 2023年6月16日 定時株主総会 | 普通 株式 | 利益 剰余金 | 11,040 | 276,000 | 2023年3月31日 | 2023年6月19日 |
| | A種種 類株式 | | | | | |

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定してあります。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されてあります。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されてあります。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(第37期の貸借対照表計上額5,349百万円、第38期の貸借対照表計上額5,810百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第37期(2022年3月31日現在)

(百万円)

| 区分 | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------------------|------------------------|------|----|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託 | 1 | 2 | 0 |
| 小計 | 1 | 2 | 0 |
| 合計 | 1 | 2 | 0 |

(注)非上場株式(貸借対照表計上額239百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第38期(2023年3月31日現在)

(百万円)

| 区分 | 貸借対照表日における 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------------------|------------------------|------|----|
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託 | - | - | - |
| 小計 | - | - | - |
| 貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託 | 1 | 2 | 0 |
| 小計 | 1 | 2 | 0 |
| 合計 | 1 | 2 | 0 |

(注)非上場株式(貸借対照表計上額180百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

| 区分 | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|----|--------------|------------------|------------------|
| 株式 | 13 | - | 6 |

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

| 区分 | 売却額 (百万円) | 売却益の合計額 (百万円) | 売却損の合計額 (百万円) |
|----|--------------|------------------|------------------|
| 株式 | 54 | 4 | 9 |

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について584百万円(関係会社株式584百万円)減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

| | 第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,479 | 2,576 |
| 勤務費用 | 295 | 279 |
| 利息費用 | 2 | 2 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 14 | 31 |
| 退職給付の支払額 | 185 | 191 |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,576 | 2,698 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(百万円)

| | 第37期 (2022年3月31日現在) | 第38期 (2023年3月31日現在) |
|---------------------|------------------------|------------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,576 | 2,698 |
| 未積立退職給付債務 | 2,576 | 2,698 |
| 未認識数理計算上の差異 | 35 | 44 |
| 未認識過去勤務費用 | 33 | 0 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,507 | 2,654 |
| 退職給付引当金 | 2,507 | 2,654 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,507 | 2,654 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

| | 第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|-----------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 勤務費用 | 295 | 279 |
| 利息費用 | 2 | 2 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 34 | 22 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 69 | 34 |
| その他 | 3 | 4 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 398 | 334 |

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において20百万円、当事業年度において24百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 第37期 (2022年3月31日現在) | 第38期 (2023年3月31日現在) |
|-------|------------------------|------------------------|
| 割引率 | 0.09% | 0.09% |
| 予想昇給率 | 1.00% ~ 3.76% | 1.00% ~ 3.56% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度97百万円、当事業年度103百万円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第37期 | 第38期 |
|-----------------|----------------|----------------|
| | (2022年3月31日現在) | (2023年3月31日現在) |
| | (百万円) | (百万円) |
| 繰延税金資産 | | |
| 未払事業税 | 156 | 121 |
| 未払事業所税 | 10 | 9 |
| 賞与引当金 | 592 | 529 |
| 未払法定福利費 | 92 | 94 |
| 運用受託報酬 | 845 | 390 |
| 資産除去債務 | 13 | 15 |
| 減価償却超過額（一括償却資産） | 12 | 21 |
| 減価償却超過額 | 58 | 198 |
| 繰延資産償却超過額（税法上） | 292 | 297 |
| 退職給付引当金 | 767 | 812 |
| 時効後支払損引当金 | 45 | 33 |
| ゴルフ会員権評価損 | 7 | 7 |
| 関係会社株式評価損 | 166 | 345 |
| 投資有価証券評価損 | 28 | 4 |
| その他 | 2 | 13 |
| その他有価証券評価差額金 | 0 | 0 |
| 繰延税金資産合計 | <u>3,092</u> | <u>2,895</u> |
| 繰延税金負債 | | |
| 繰延税金負債合計 | <u>-</u> | <u>-</u> |
| 繰延税金資産の純額 | <u>3,092</u> | <u>2,895</u> |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 第37期 | 第38期 |
|----------------------|----------------|----------------|
| | (2022年3月31日現在) | (2023年3月31日現在) |
| 法定実効税率 | - | 30.62 % |
| （調整） | | |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | - | 3.69 % |
| その他 | - | 0.06 % |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | <u>-</u> | <u>26.87 %</u> |

（注）前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(2) 損益計算書項目

| | 第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|--------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 営業収益 | - 百万円 | - 百万円 |
| 営業利益 | 8,429百万円 | 8,039百万円 |
| 経常利益 | 8,429百万円 | 8,039百万円 |
| 税引前当期純利益 | 8,429百万円 | 8,039百万円 |
| 当期純利益 | 7,015百万円 | 6,744百万円 |
| 1株当たり当期純利益 | 175,380円68銭 | 168,617円97銭 |
| (注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。 | | |
| のれんの償却額 | 3,811百万円 | 3,811百万円 |
| 顧客関連資産の償却額 | 4,618百万円 | 4,228百万円 |

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

| | 第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 1,939,327円79銭 | 1,975,862円96銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 387,499円36銭 | 345,535円19銭 |

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | 第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) |
|----------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 当期純利益金額 | 15,499百万円 | 13,821百万円 |
| 普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額 | - | - |
| 普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額 | 15,499百万円 | 13,821百万円 |
| 普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 | 40,000株 | 40,000株 |
| (うち普通株式) | (24,490株) | (24,490株) |
| (うちA種種類株式) | (15,510株) | (15,510株) |

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中**EY新日本有限責任監査法人
東京事務所**指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丘本 正彦指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月1日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマクロアロケーター戦略指数参照型ゴールドマン・サックス社債ファンド2023-03の2023年3月31日から2023年9月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マクロアロケーター戦略指数参照型ゴールドマン・サックス社債ファンド2023-03の2023年9月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2023年3月31日から2023年9月30日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。